

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第31号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築	ア 略	1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築	ア 略 イ <u>共同住宅等又は共同住宅等と非住宅建築物（住戸の部分（人の居住のみの用に供する部分に限る。）及び共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下「共用部分」という。）以外の用途の建築物をいう。以下「非住宅建築物」という。）の複合建築物（以下「複合建築物」という。）の住戸 戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>(ア) 1戸のもの 4,500円</u>

改正後		改正前	
	<p>物エネルギー消費性能判定機関」という。)若しくは登録住宅性能評価機関(当該申請の対象とする範囲に非居住部分が含まれる場合)においては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関。以下同じ。)が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又は市長が別に定める</p>	<p><u>イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体</u>  <u>(ア) 共用部分(人の居住のみに用</u>  <u>に供するものに限る。以下同</u>  <u>じ。)</u>がある場合 <u>共用部分の</u>  <u>床面積の区分に応じ、それぞれ</u>  <u>次に定める額及び(イ) aからi</u>  <u>までに掲げる戸数の区分に応</u>  <u>じ、それぞれに定める額を合算</u>  <u>した額</u>  <u>a 300㎡以内のもの 9,100円</u>  <u>b 300㎡を超え、2,000㎡以内の</u>  <u>もの 2万6,100円</u>  <u>c 2,000㎡を超え、5,000㎡以内</u>  <u>のもの 7万8,500円</u>  <u>d 5,000㎡を超え、10,000㎡以</u>  <u>内のもの 12万4,000円</u></p>	<p>物エネルギー消費性能判定機関」という。)若しくは登録住宅性能評価機関(当該申請に係る建築物が人の居住の用以外の用途に供する部分を有する場合)においては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関)が交付する適合証(当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)又</p> <p>(イ) <u>1戸を超え、5戸以内のもの</u>  <u>9,100円</u>  (ウ) <u>5戸を超え、10戸以内のもの</u>  <u>1万5,700円</u>  (エ) <u>10戸を超え、25戸以内のもの</u>  <u>2万6,100円</u>  (オ) <u>25戸を超え、50戸以内のもの</u>  <u>4万3,800円</u>  (カ) <u>50戸を超え、100戸以内のもの</u>  <u>7万8,500円</u>  (キ) <u>100戸を超え、200戸以内のもの</u>  <u>12万4,000円</u>  (ク) <u>200戸を超え、300戸以内のもの</u>  <u>15万7,000円</u>  (ケ) <u>300戸を超えるもの 16万</u>  <u>7,000円</u></p>

改正後		改正前	
	書類の提出があった場合の認定申請に対する審査		は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査
	<p>e <u>10,000㎡を超え, 25,000㎡以内のもの</u> 15万7,000円</p> <p>f <u>25,000㎡を超えるもの</u> 19万6,000円</p> <p>(イ) <u>共用部分がない場合</u> 戸数の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>1戸のもの</u> 4,500円</p> <p>b <u>1戸を超え, 5戸以内のもの</u> 9,100円</p> <p>c <u>5戸を超え, 10戸以内のもの</u> 1万5,700円</p> <p>d <u>10戸を超え, 25戸以内のもの</u> 2万6,100円</p> <p>e <u>25戸を超え, 50戸以内のもの</u> 4万3,800円</p> <p>f <u>50戸を超え, 100戸以内のもの</u> 7万8,500円</p> <p>g <u>100戸を超え, 200戸以内のもの</u> 12万4,000円</p> <p>h <u>200戸を超え, 300戸以内のもの</u> 15万7,000円</p> <p>i <u>300戸を超えるもの</u> 16万7,000円</p>		<p>ウ 共同住宅等の建築物全体</p> <p>(ア) <u>共用部分がある場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>各住戸のエネルギーの消費量の合計に共用部分のエネルギーの消費量を加算して建築物全体のエネルギーの消費量を算定する方法を用いる場合</u></p>

改正後			改正前		
		<p>ウ 複合建築物（非居住部分を有する共同住宅等をいう。以下同じ。）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 建築物全体</p>			<p>イの（ア）から（ケ）までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及び共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(a) 300㎡以内のもの 9,100円</p> <p>(b) 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの 2万6,100円</p> <p>(c) 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 7万8,500円</p> <p>(d) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 12万4,000円</p> <p>(e) 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの 15万7,000円</p> <p>(f) 25,000㎡を超えるもの 19万6,000円</p> <p>b 各住戸のエネルギーの消費量を合計して建築物全体のエネルギーの消費量を算定する方法を用いる場合 イの（ア）から（ケ）までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(イ) 共用部分がない場合 イの（ア）から（ケ）までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額</p>

改正後			改正前		
		<p>a 共用部分がある場合 イの  (ア) aからfまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定める額、イの (イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額及び非居住部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(a) 300㎡以内のもの 9,100円  (b) 300㎡を超え、1,000㎡以内のもの 1万6,000円  (c) 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの 2万6,100円  (d) 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 7万8,500円  (e) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 12万4,000円  (f) 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの 15万7,000円  (g) 25,000㎡を超えるもの 19万6,000円</p> <p>b 共用部分がない場合 イの  (イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額及びa (a) から (g) までに掲げる非居住部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額</p> <p>(イ) 非居住部分以外の部分  a 共用部分がある場合 イの  (ア) aからfまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定</p>			

改正後			改正前		
		<p><u>める額及びイの(イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額</u></p> <p><u>b 共用部分がない場合 イの(イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p><u>(ウ) 非居住部分 (ア) a (a) から (g) までに掲げる非居住部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p>			<p><u>エ 複合建築物の建築物全体</u></p> <p><u>(ア) 共用部分がある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p><u>a 非居住部分以外の部分についてウの(ア) aの方法を用いる場合 イの(ア) から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額、ウの(ア) a (a) から(f)までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額及び非住宅の部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</u></p> <p><u>(a) 300㎡以内のもの 9,100円</u></p> <p><u>(b) 300㎡を超え、1,000㎡以内のもの 1万6,000円</u></p> <p><u>(c) 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの 2万6,100円</u></p> <p><u>(d) 2,000㎡を超え、5,000㎡以</u></p>

改正後			改正前		
		<p>エ 非住宅建築物（非居住部分のみにより構成される建築物をいう。以下同じ。）の建築物全体 ウの（ア）a（a）から（g）までに掲げる非居住部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p>			<p>内のもの 7万8,500円  <u>(e) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 12万4,000円</u>  <u>(f) 10,000㎡を超え, 25,000㎡以内のもの 15万7,000円</u>  <u>(g) 25,000㎡を超えるもの 19万6,000円</u>            b 非居住部分以外の部分についてウの（ア）bの方法を用いる場合 イの（ア）から（ケ）までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの（ア）a（a）から（g）までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額            (イ) 共用部分がない場合 イの（ア）から（ケ）までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及びエの（ア）a（a）から（g）までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額を合算した額</p>
(2) その他の	ア 略		(2) その他の	ア 略	オ 非住宅建築物 エの（ア）a（a）から（g）までに掲げる床面積の区分に応じそれぞれに定める額

改正後		改正前	
	<p>場合の認定申請に対する審査</p>	<p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体  (ア) 共用部分がある場合 共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額及び (イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額  a 300㎡以内のもの 10万6,000円  b 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの 17万6,000円  c 2,000㎡を超え、5,000㎡以内</p>	<p>場合の認定申請に対する審査</p> <p>イ 共同住宅等又は複合建築物の住戸 戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額  (ア) 1戸のもの 3万3,300円  (イ) 1戸を超え、5戸以内のもの 6万7,400円  (ウ) 5戸を超え、10戸以内のもの 9万4,900円  (エ) 10戸を超え、25戸以内のもの 13万3,000円  (オ) 25戸を超え、50戸以内のもの 19万1,000円  (カ) 50戸を超え、100戸以内のもの 27万5,000円  (キ) 100戸を超え、200戸以内のもの 37万2,000円  (ク) 200戸を超え、300戸以内のもの 48万8,000円  (ケ) 300戸を超えるもの 57万3,000円</p>



改正後			改正前		
		<p><u>のもの</u> 27万4,000円</p> <p>d <u>5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの</u> 35万2,000円</p> <p>e <u>10,000㎡を超え, 25,000㎡以内のもの</u> 42万1,000円</p> <p>f <u>25,000㎡を超えるもの</u> 49万円</p> <p>(イ) <u>共用部分がない場合</u> 戸数の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>a <u>1戸のもの</u> 3万3,300円</p> <p>b <u>1戸を超え, 5戸以内のもの</u> 6万7,400円</p> <p>c <u>5戸を超え, 10戸以内のもの</u> 9万4,900円</p> <p>d <u>10戸を超え, 25戸以内のもの</u> 13万3,000円</p> <p>e <u>25戸を超え, 50戸以内のもの</u> 19万1,000円</p> <p>f <u>50戸を超え, 100戸以内のもの</u> 27万5,000円</p> <p>g <u>100戸を超え, 200戸以内のもの</u> 37万2,000円</p> <p>h <u>200戸を超え, 300戸以内のもの</u> 48万8,000円</p> <p>i <u>300戸を超えるもの</u> 57万3,000円</p>			<p>ウ <u>共同住宅等の建築物全体</u></p> <p>(ア) <u>共用部分がある場合</u> 次に掲げる場合の区分に応じ, それぞれ次に定める額</p> <p>a (1)の項ウの(ア) aの方法を用いる場合 イの(ア)から</p>

改正後			改正前		
		<p>ウ 複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 建築物全体</p> <p>a 共用部分がある場合 イの(ア) aからfまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定める額、イの(イ) aからiまで</p>			<p>(ケ) までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額及び共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(a) 300㎡以内のもの 10万6,000円</p> <p>(b) 300㎡を超え、2,000㎡以内のもの 17万6,000円</p> <p>(c) 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 27万4,000円</p> <p>(d) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 35万2,000円</p> <p>(e) 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの 42万1,000円</p> <p>(f) 25,000㎡を超えるもの 49万円</p> <p>b (1)の項ウの(ア) bの方法を用いる場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(イ) 共用部分がない場合 イの(ア)から(ケ)までに掲げる戸数の合計の区分に応じそれぞれに定める額</p>

改正後			改正前		
		<p>に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額及び非居住部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>(a) 300㎡以内のもの 23万5,000円</p> <p>(b) 300㎡を超え、1,000㎡以内のもの 29万3,000円</p> <p>(c) 1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの 37万5,000円</p> <p>(d) 2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 53万4,000円</p> <p>(e) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 65万6,000円</p> <p>(f) 10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの 77万3,000円</p> <p>(g) 25,000㎡を超えるもの 88万2,000円</p> <p>b 共用部分がない場合 イの (イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額及びa (a) から (g) までに掲げる非居住部分の床面積の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額</p> <p>(イ) 非居住部分以外の部分</p> <p>a 共用部分がある場合 イの (ア) aからfまでに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定める額及びイの (イ) aからiまでに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれに定める額を合算し</p>			

改正後			改正前		
		<p><u>た額</u></p> <p><u>b 共用部分がない場合 イの</u> <u>(イ) aからiまでに掲げる戸数</u> <u>の区分に応じ、それぞれに定め</u> <u>る額</u></p> <p><u>(ウ) 非居住部分 (ア) a (a) か</u> <u>ら (g) までに掲げる非居住部</u> <u>分の床面積の区分に応じ、それ</u> <u>ぞれに定める額</u></p>			<p><u>エ 複合建築物の建築物全体</u></p> <p><u>(ア) 共用部分がある場合 次に</u> <u>掲げる場合の区分に応じ、それ</u> <u>ぞれ次に定める額</u></p> <p><u>a 非居住部分以外の部分につ</u> <u>いて (1) の項ウの (ア) aの方法</u> <u>を用いる場合 イの (ア) か</u> <u>ら (ケ) までに掲げる戸数の合</u> <u>計の区分に応じそれぞれに定め</u> <u>る額、ウの (ア) a (a) から</u> <u>(f) までに掲げる床面積の区</u> <u>分に応じそれぞれに定める額</u> <u>及び非住宅の部分の床面積の</u> <u>区分に応じ、それぞれ次に定め</u> <u>る額を合算した額</u></p> <p><u>(a) 300㎡以内のもの 23万</u> <u>5,000円</u></p> <p><u>(b) 300㎡を超え、1,000㎡以内</u> <u>のもの 29万3,000円</u></p> <p><u>(c) 1,000㎡を超え、2,000㎡以</u> <u>内のもの 37万5,000円</u></p> <p><u>(d) 2,000㎡を超え、5,000㎡以</u> <u>内のもの 53万4,000円</u></p> <p><u>(e) 5,000㎡を超え、10,000㎡以</u></p>

改正後			改正前		
		<p>エ 非住宅建築物の建築物全体 ウの(ア) a (a) から (g) まで に掲げる非居住部分の床面積の 区分に応じ、それぞれに定める額</p>			<p>内のもの 65万6,000円 (f) 10,000㎡を超え, 25,000㎡ 以内のもの 77万3,000円 (g) 25,000㎡を超えるもの 88 万2,000円 b 非居住部分以外の部分につ いて(1)の項ウの(ア) bの方 法を用いる場合 イの(ア)か ら(ケ)までに掲げる戸数の合 計の区分に応じそれぞれに定 める額及びエの(ア) a (a) か ら (g) までに掲げる床面積の 区分に応じそれぞれに定める 額を合算した額 (イ) 共用部分がない場合 イの (ア) から(ケ)までに掲げる 戸数の合計の区分に応じそれ ぞれに定める額及びエの(ア) a (a) から (g) までに掲げる 床面積の区分に応じそれぞれ に定める額を合算した額</p> <p>オ 非住宅建築物 エの(ア) a (a) から (g) までに掲げる床面積の 区分に応じそれぞれに定める額</p>
2 略			2 略		
3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定低	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又	1の項(2)のアからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額とし、その額に100円未満の端数が生じたとき	3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による認定低	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又	1の項(2)のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額とし、その額に100円未満の端数が生じたとき

改正後			改正前		
炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(4の項に掲げる申請を除く。)に関する事務	は登録住宅性能評価機関が交付する当該変更の内容に係る適合証(当該変更後の認定低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)の提出がなかった場合の認定申請に対する審査	は、これを切り捨てた額	炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(4の項に掲げる申請を除く。)に関する事務	は登録住宅性能評価機関が交付する当該変更の内容に係る適合証(当該変更後の認定低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)の提出がなかった場合の認定申請に対する審査	は、これを切り捨てた額
	(2) (1)の変更以外の変更の認定申請に対する審査	1の項(1)のアからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額とし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額		(2) (1)の変更以外の変更の認定申請に対する審査	1の項(1)のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額とし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額
4 略			4 略		
			備考 1 共同住宅等の住戸と共同住宅等の建築物全体の申請を同時に行う場合の手数料の金額は、共同住宅等の建築物全体の申請の場合により算出		

改正後			改正前		
別表第7（第2条関係）			<p><u>した額とする。</u></p> <p>2 複合建築物の住戸と複合建築物の建築物全体の申請を同時に行う場合の手数料の金額は、複合建築物の建築物全体の申請の場合により算出した額とする。</p>		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この項及び2の項において同じ。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合の認定申請に対する審査	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がある場合 (ア) 略 (イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積（当該建築物に共用部分がある場合において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）に基づき非居住部分以外の部分のエネルギー消費量（同令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量、同号イに規定する基準一次エネルギー消費量、同令第10条第1号ロ（1）に規定する誘導設計一次エネルギー消費量又は同	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下2の項において同じ。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されていない場合の認定申請に対する審査	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がある場合 (ア) 略 (イ) 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積（ <u>住戸及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分以外の部分の床面積</u> （当該建築物に共用部分がある場合において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）に基づき非居住部分以外の部分のエネルギー消費量（同令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量、同号

改正後			改正前		
		<p>号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)を単位住戸(同令第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する単位住戸をいう。)のエネルギー消費量を合計して算定する場合は、共用部分の床面積を除く。以下この項(1)イ(イ)並びに5の項(1)イ及び(2)イにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a~d 略</p> <p>(ウ)非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a~g 略</p> <p>(エ)複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>			<p>イに規定する基準一次エネルギー消費量又は同令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)を単位住戸(同令第1条第1項第2号イ(1)(i)に規定する単位住戸をいう。)のエネルギー消費量を合計して算定する場合は、共用部分の床面積を除く。以下この項(1)ア(エ)において同じ。)をいう。以下この項(1)イ(イ)並びに5の項(1)イ及び(2)イにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a~d 略</p> <p>(ウ)非住宅建築物(非居住部分のみにより構成される建築物をいう。以下この項(1)イ(ウ)、5の項(1)ウ及び(2)ウにおいて同じ。) 床面積(非居住部分及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分の床面積をいう。以下この項(1)イ(ウ)、5の項(1)ウ及び(2)ウにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a~g 略</p> <p>(エ)複合建築物 (イ)に掲げる床面積(複合建築物に係る申請の場合は当該申請に係る複合</p>



改正後			改正前		
		<p>a <u>建築物全体 (イ) に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定める額及び (ウ) に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額</u></p> <p>b <u>非居住部分以外の部分 (イ) に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>c <u>非居住部分 (ウ) に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</u></p> <p>イ その他の場合 (ア)～(ウ) 略 (エ) <u>複合建築物 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p>			<p><u>建築物のうち非居住部分以外の部分の床面積をいう。以下この項 (1) イ (エ), 5の項 (1) エ及び (2) エにおいて同じ。) の区分に応じそれぞれ定める額及び (ウ) に掲げる床面積 (複合建築物に係る申請の場合は当該申請に係る複合建築物のうち非居住部分の床面積をいう。以下この項 (1) イ (エ), 5の項 (1) エ及び (2) エにおいて同じ。) の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額</u></p> <p>イ その他の場合 (ア)～(ウ) 略 (エ) <u>複合建築物 (イ) に掲げる基準 (仕様基準及び性能基準等については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) 及び床面積の区分に応じそれぞれ定</u></p>

改正後			改正前		
		<p>a 建築物全体 (イ) に掲げる基準 (仕様基準及び性能基準等については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) 及び床面積の区分に応じ、それぞれに定める額並びに (ウ) に掲げる基準 (モデル建物法及び標準入力法等については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) 及び床面積の区分に応じ、それぞれに定める額を合算した額</p> <p>b 非居住部分以外の部分 (イ) に掲げる基準及び床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>c 非居住部分 (ウ) に掲げる基準及び床面積の区分に応じ、それぞれに定める額</p>			<p><u>める額並びに (ウ) に掲げる基準 (モデル建物法及び標準入力法等については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。) 及び床面積の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額</u></p>
	(2) 略			(2) 略	
2～7 略			2～7 略		
備考 略			備考 略		

改正後	改正前

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。